平成２２年（フ）第２１４０５号
東京都台東区浅草３丁目39―４―201
債務者　飯坂　典男
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４１０号
東京都世田谷区代田６丁目30―７―401
債務者　芳賀　未央
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４１２号
千葉県松戸市大金平３丁目133―103
債務者　川名　祐香
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４１５号
東京都江戸川区臨海町５丁目１―２―1208
債務者　小宮　由香
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４２０号
千葉県千葉市美浜区幕張西５丁目７―５
債務者　保立　　希
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４２３号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目８―12―902
債務者　越後　公貴
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４２４号
神奈川県川崎市宮前区平６丁目６―３―201
債務者　田中　克幸
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４２５号
東京都目黒区碑文谷５丁目26―１
債務者　田中　知紀
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４２６号
東京都練馬区南大泉６丁目５―12
債務者　松井　織夫
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４２７号
東京都練馬区北町１丁目33―12―101
債務者　印南　太輔
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４３１号
東京都多摩市貝取１丁目５―６―402
債務者　藁谷　和則
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４３５号
神奈川県綾瀬市深谷中５丁目10―14　秀の木ハイツⅡ202
債務者　成田　　瞳
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４３６号
埼玉県草加市北谷３丁目８―26
債務者　袈岩　純子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４４１号
神奈川県川崎市高津区溝口５丁目６―54―201
債務者　矢口明日香
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４４４号
東京都大田区大森東１丁目35―５―910
債務者　堀川　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４４５号
東京都多摩市永山２丁目３―４―106
債務者　木村　啓一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部